

「川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見」運営協議会 後援名義使用規程 (案)

(許可申請)

第1条 後援名義の使用許可の申請に当たっては、後援名義使用許可申請書(第1号様式)を運営協議会事務局に提出することとする。

(許可)

第2条 後援名義は、伏見港パートナーに登録された者が実施する、伏見港の「みなとオアシス」登録を契機とした持続可能な賑わいづくりに寄与する事業について使用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 事業が公序良俗に反する等社会的に非難を受けるものであるとき。
- (2) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) その他協議会が不適切であると判断したとき。

(通知)

第3条 後援名義の使用を許可したときは、後援名義使用許可通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(終了届出)

第4条 事業が終了したときは、使用許可を受けた者から事業終了届出書(第3号様式)の提出を求めるものとする。

(取り消し等)

第5条 使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第2条に掲げる事由があるとき。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、後援名義使用に関し必要な事項については、その都度、運営協議会が定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年6月21日から施行する。